

## 平成21年度第3回地域密着型サービス事業者（候補）の選定結果等について

## 1 平成21年度第3回地域密着型サービス事業者（候補）の選定結果

平成21年度第3回募集において、第4期京都市民長寿すこやかプラン（第4期介護保険事業計画）の中間報告に盛り込んだ整備等目標数に基づき、地域密着型サービス事業者を募集し、選定を行った。

## (1) 日程

平成21年12月 7日 事前協議の受付開始

平成22年 1月18日 事前協議の受付締切

1～2月 事前協議書の書類審査，協議者に対するヒアリング等

平成22年 2月24日 地域密着型サービス運営委員会（介護保険事業計画ワーキンググループ）の意見聴取

3月 4日 協議者に対する選定結果の通知

※ 現在，協議者において，関係行政機関への申請・協議手続や地元住民への説明等が行われており，それらが整い次第，工事に着工する予定である。

## (2) 募集及び選定の状況

## (ア) サービス種類ごとの応募数及び選定件数

	募集 件数	応募件数		選定	
		法人	事業	件数	事業所所在地
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—	—
認知症対応型通所介護	若干	0	0	0	
小規模多機能型居宅介護	7	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護 (※)	11 ユニット	5	6 (12ユニット)	6 (12ユニット)	左⑤，山①，南③， 右⑤⑧，洛①
地域密着型特定施設	—	—	—	—	—

※ 平成20年度の選定案件で辞退があったため，選定枠を拡大

## (イ) 選定案件の法人種別

	社会福 祉法人	医療 法人	民法 法人	営利 法人	特定非営利 活動法人	計
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—	—	—
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	1	1	0	4	0	6
地域密着型特定施設	—	—	—	—	—	—

## 2 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数の上限の緩和

### (1) 趣旨

- 平成 21 年 10 月 23 日に政府の雇用対策本部が取りまとめた緊急雇用対策の中で、大都市部の指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下「グループホーム」）の整備を促進するために、1 事業所当たりのユニット数の上限を 2 ユニット（定員 18 人）から 3 ユニット（定員 27 人）に緩和する方針が示された。
- その後、平成 21 年 12 月 25 日付けで厚生労働省から通知があり、「既成市街地等及びこれに準ずる地域（※）」においては、ユニット数の上限の緩和について、市区町村が介護保険法の規定に基づいて独自に設定（指定・運営基準）することとされたことから、地域密着型サービス運営委員会として位置付けている介護保険事業計画ワーキンググループにおいて協議を行い、とりまとめたので報告を行うものである。

### (2) 本市の対応

#### ア 本市の対応

介護保険法第 78 条の 4 第 4 項及び第 115 条の 14 第 4 項の規定（市区町村独自の指定・運営基準）に基づき、グループホームのユニット数の上限を 3 とする。ただし、その場所は、「既成市街地等及びこれに準ずる地域」であって、かつ、「整備の優先度が高い（整備率が全市平均よりも低い）区域で、事業所がない又は事業所の整備予定がない日常生活圏域」とする。

#### イ 上記判断の理由

- ・ 既成市街地等及びこれに準ずる地域に含まれる上京区や中京区等では応募が少なく、地域バランスを確保する観点から、これらの地域における整備促進策を講じる必要があること。
- ・ 第 4 期京都市民長寿すこやかプラン（以下「第 4 期プラン」）において、平成 26 年度までに全ての日常生活圏域にグループホームを整備することとしており、整備をより一層加速する必要があること。
- ・ グループホームの指定・運営基準はユニット単位でケアを行うことを前提としており、ユニット数の上限を 3 としても、ケアの質が低下しないと考えられること。

#### ウ 上記判断に伴う介護保険財政への影響

第 4 期プランにおける全市の整備等目標数の範囲内で整備するため、介護保険財政への影響は生じない。

※ 第 5 期プランを策定する際に、ユニット数の上限を変更したことに伴う影響を整理する。

## <参考>

### ■ 平成 21 年 12 月 25 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「既成市街地等及びこれに準ずる地域における認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関する基準の取扱いについて」の要旨

- ・ 基準省令において、グループホームのユニット数は 1 又は 2 と定めている。
- ・ 当通知において、既成市街地等及びこれに準ずる地域においては、介護保険法第 78 条の 4 第 4 項の規定（市区町村独自の指定・運営基準）を活用することにより、市区町村の判断に基づき、ユニット数の上限を 3 とすることができる。
- ・ この取扱いは、大都市部においては新たな用地確保が困難である等の都市部特有の実情により、地域密着型サービスの本質である高齢者が住み慣れた地域での生活が困難となっていることを踏まえ、「指定地域密着型サービスの基準を下回らない範囲の基準」（介護保険法施行規則第 131 条の 12）として認められるものである。

### ■ グループホームの定員数に応じた経営効率（収支差率）

	1 ユニット	2 ユニット	3 ユニット
収支差率	2.0%	9.8%	18.1%

出典：平成 20 年度介護事業経営実態調査

### ■ ユニット数の上限を変更した際の対象圏域数

（平成 21 年度第 3 回の事業者募集選定後）

\*市内は 76 圏域

応募可能な日常生活圏域数	44 圏域
うち、事業所がない又は事業所の整備予定がない日常生活圏域数	28 圏域
3 ユニットで応募が可能な日常生活圏域数 （優先度の高い地域は、北区の一部、上京区、中京区、東山区の一部、南区の一部、伏見区の一部）	12 圏域

### 3 平成22年度の事業者募集に当たっての主な変更予定

#### (1) 認知症対応型共同生活介護事業所の募集に当たっての留意事項

事業所がない圏域 又は、事業所の整備 予定がない圏域	「近畿圏整備法第2条第3項により規定する既成都市区域」 かつ「整備の優先度が高い（整備率が全市平均よりも低い）の圏域」	3ユニットまで 応募可
	上記以外	2ユニットまで 応募可
既に1ユニットの事業所がある圏域 又は、1ユニットの事業所の整備予定がある圏域		応募可
既に2ユニット以上の事業所がある圏域 又は、2ユニット以上の事業所の整備予定がある圏域		応募不可

※ 第4期プランの整合性の観点から、平成23年度末までの総量（整備目標）は変更しない。

#### (2) 事業者候補の選定方法

非選定要件に該当しないことを前提に、

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設に併設する案件を最優先で、次に療養病床の転換先施設に併設する案件を、その次に小規模多機能型居宅介護事業所を併設する案件を優先して選定する。
- ・ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設について、応募件数が募集件数を上回る場合には、応募件数の範囲内で、地域の優先度、協議者及び協議内容を総合的に評価し、評価が高い案件から順に選定する。